いなんせ斎苑清掃業務委託契約書(案)

(長期継続契約)

2. 契約期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日(3年間)

3. 契約金額 契約期間3年間の総額 : ¥00,000,000

(うち取引に係る消費税及び地方消費税¥0,000,000)

年額: ¥00,000,000

(うち取引に係る消費税及び地方消費税¥0,000,000)

月額 : \(\forall 0,000,000\)

(うち取引に係る消費税及び地方消費税¥00,000)

4. 契約保証金 南部広域市町村圏事務組合契約規則第2条において準用 する那覇市契約規則第30条第9号の規定に基づき免除す る。

上記について、南部広域市町村圏事務組合理事会 理事長 知念 覚(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇(以下「受注者」という。)とは、次の各条項により、いなんせ斎苑清掃業務(以下「業務」という。)の委託契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者は業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託し誠実に履行するものとする。

(業務内容)

- 第2条 受注者が行う業務の内容は、この契約書に定めるものの外、別紙「仕様書」に定めるとおりとする。
- 2 受注者は、業務を行うにあたっては、常に善良な管理者の注意をもって行 わなければならない。

(契約金額の支払い)

第3条 発注者は受注者に対し、契約金額を次のとおり支払うものとする。

- 2 受注者は、業務完了の確認を受けた後、その月の契約金額を発注者の指定する方法により請求するものとする。
- 3 発注者は、乙から契約金額の請求があったときは、その請求書を受理した 日から30日以内に支払うものとする。

(業務員の配置等)

- 第4条 受注者は、業務に支障のない適切な業務員を派遣しなければならない。
- 2 受注者は、業務員が疾病その他やむを得ない理由により出勤できない場合は、交代要員をもって充て、常に欠員のないようにしなければならない。
- 3 発注者は、受注者の業務員でこの契約及び発注者の定める服務規程等その 他法令に反する行為又は業務員として品位に欠けると認められる時は、当該 業務員の交代を求めることができる。この場合、受注者は速やかに業務員の交 代を行うものとする。

(業務員の登録)

第5条 受注者は、発注者に対してあらかじめ業務員の登録(交替要員含む) をなし、それ以外の業務員を業務に従事させてはならない。業務員の変更が ある時は、速やかに発注者に届け出てその承認を得るものとする。

(受注者の業務員に対する責任)

- 第6条 受注者は、業務員の身元、風紀、規律、健康管理及び保健衛生等の維持 に関しての一切の責任を負うものとする。
- 2 受注者は、この契約の履行に関し、受注者の業務員に発生した損害については一切の責任を負うものとする。

(損害賠償)

第7条 受注者は、業務を履行するにあたり、業務員の故意又は過失によって、発注者又は第三者に重大な損害を与えたときは、これを原状に回復しその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

- 第8条 発注者は、次の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除 することができる。
 - (1) 受注者が、特別の事由なくこの契約に定められた義務を履行しないとき。
 - (2)この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

- (3)受注者(代表者、役員又は実質的に経営に関与する者)が次に掲げた一に該当すると判明したとき。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき。
 - イ 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - ウ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - エ 自ら又は第三者を利用して、発注者又は発注者の関係者に対し、詐欺、 暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。
- (4)前各号の他に受注者がこの契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

(特約事項)

- 第9条 受注者は、前条の規定により契約の解除があった場合は発注者に対し 契約解除にかかる一切の損害賠償を請求することはできない。
- 2 受注者は、前条第2号の規定により契約を解除する場合は、少なくとも2 ヶ月前までに申し出なければならない。
- 3 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。

(違約金)

第10条 受注者は、第8条の規定により契約を解除された場合は、違約金として発注者の計算する金額を発注者の指定する日までに支払うものとする。

(秘密の保持)

第11条 受注者及び業務員は、契約の履行にあたり、あるいはその他の方法により知り得た事項につき、これを他に漏らしたり知らせてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 受注者は、業務の一部又は全部を第三者に委任し、もしくは請け負わせ、又はこの契約によって生じる権利義務を譲渡、継承させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めない事項については、発注者と受注者が協議の上 定めるものとする。

この契約書を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 月 日

発注者 那覇市旭町116番地37(自治会館6階) 南部広域市町村圏事務組合 理事会理事長 知念 覚